2026 年度末サプライヤー通信

エクソンモービル[1]サプライヤー各位平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社では、自社及び関係会社の業務慣行全般について、徹底的な見直しを定期的に実施しています。この継続的な見直しの一環として、エクソンモービルが求める基本要求事項について、当社と共に、又はエクソンモービルのために物品やサービスを提供するサプライヤーの皆様とのコミュニケーションをとることが極めて大切であると考えています。

当社は、長年にわたり培ってきた『倫理規定』（Ethics Policy）及び、より広範な枠組みである『業務遂行基準』（Standards of Business Conduct）に従って、最高水準の誠実性をもって事業を遂行することに努めております。つきましては、サプライヤーの皆様におかれましても同様の水準に従って業務を遂行されるようにお願い致します。当社の行動基準は、安全、契約発注、各個人の業務上の行動、適用される全ての法令の遵守、十分な内部統制及び全取引の適切な記録・報告を網羅しています。

また、エクソンモービル及びサプライヤーの皆様には、すべての適用法令を遵守することが求められます。さらに、財務上のすべての決済、報告書及び請求書は、当社とサプライヤーの皆様との取引内容を正確に反映するものであることが必須となります。当社が基本要求事項としてサプライヤーの皆様に求める事項は、以下のとおりです。

- 米国及び事業を行うその他全ての国における腐敗行為防止法、独占禁止法及び貿易法を遵守していただくこと。
- エクソンモービルの社員の中に、適用法令又は『腐敗行為防止法、独占禁止法及び貿易法に関する方針』（Anti-Corruption, Antitrust and Trade Laws Policy）をはじめとするエクソンモービルの各方針に違反する行為を、サプライヤーの皆様に対して求める権限を有する者は一切おりません。
- エクソンモービルの従業員及びサプライヤーの皆様は、エクソンモービルの事業又は業務を遂行するにあたり、政府機関の職員、代理人若しくは政府関係団体、民間企業又は個人に対して、ファシリテーションペイメントを含む不適切な支払を行う権限を一切与えられていません。

---

[1] **法人の独立性に関する通知**
ExxonMobil Holdings Corporation は多数の関係会社を有しており、その多くの社名には「ExxonMobil」、「Exxon」、「Esso」及び「Mobil」が含まれています。本書面では便宜上及び説明を簡略化するため、「エクソンモービル」という用語を、ExxonMobil Holdings Corporation のグループ会社又は特定の子会社を指す略称として用いています。かかる用語は便宜上及び簡易化のために使用されるものであり、報告関係、法人格、又は法人間の関係を示すものでありません。本資料に記載される内容はいずれも、現地法人の独立性を否定するものではありません。本資料で取り上げられている業務上の関係は、必ずしも報告関係を表すとは限らず、職務上の指導関係、受託責任（スチュワードシップ）、又はサービス上の関係を示す場合があります。

贈答品や接待などに関する方針
当社方針におけるもう一つの重要な基準として、贈答品や接待などの授受に関する方針が挙げられます。エクソンモービルと事業を行う者又はエクソンモービルのために事業を行う者は、個々の状況に応じた適切な判断に基づいて行動することが求められています。不正な便宜を確保する目的で実施される贈答品や接待などの授受は一切認められていません。

- 当社の従業員は、当社と取引を行っている、又は取引を希望している個人、企業その他の団体から、適切な管理者による審査及び承認を受けることなく、名目的価値を超える贈答品若しくは特別な取り計らいを受けたり、又は華美若しくは頻繁な接待を受けたりすることを禁じられています。
- また、サプライヤーの皆様がエクソンモービルのために業務を行う際、例外的に適切な贈答品や接待を提供される場合にも、同様に慎重な対応をお願いいたします。
- サプライヤーの皆様は、政府機関の役職員と業務上接触する際、適用される腐敗行為防止法及び上記エクソンモービルの基本的要求事項を完全に遵守できるよう、十分な対策を講じるとともに、適切な方針、手続及び内部統制を整備することが求められています。これらの体制がまだ整備されていない場合は、できるだけ早急にご対応願います。

利益相反に関する方針
当社の方針では、個人の利害とエクソンモービルの利益との相反を回避することを求めております。エクソンモービルと事業を行う方、又はエクソンモービルのために事業を行う方には、それぞれの状況において適切な判断に基づき行動するとともに、実際の利益相反及び利益相反が疑われるような状況を回避することが求められます。

- エクソンモービルの業務を遂行するにあたり、個人の利害が、客観的かつ公平に行動することを妨げる場合、あるいは妨げているように見える場合は、利益相反が生じる可能性があります。サプライヤーの皆様には、顧客、他のサプライヤー、競合他社その他の第三者との取引を含め、自らの利害とエクソンモービルの利益との間で、実際の利益相反やその疑いが生じないようご対応をお願いいたします。
- また、エクソンモービルとの関係を通じて知り得た事業上の機会から不当に利益を得ること、機密情報を不正に利用すること、又は提供する物品又はサービスに関連してエクソンモービルの利益と相反する活動に従事することは固く禁止されています。
- 実際の利益相反又はその可能性がある場合は、速やかに開示し、適切な管理措置を講じる必要があります。サプライヤーの皆様には、これらの要求事項を確実に遵守するため、社内方針や手続、内部統制などの必要な体制を整備していただくようお願いいたします。

人権の尊重

エクソンモービルは人権を尊重することを確約しており、サプライヤーの皆様にも同様の確約を求めております。 事業の運営、ビジネスプラクティス及び活動管理の文脈を踏まえた人権に関する当社サプライヤー基本要求事項の一つとして、サプライヤーの皆様には、以下の主要な国際的な人権保護の枠組みに従って事業活動を行うことが求められています。

- 国際労働機関（ILO）によって 1998 年に採択された『労働における基本的原則及び権利に関する宣言』（Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work：児童労働と強制労働及び職場内差別の撲滅、結社の自由の承認、並びに安全且つ健康な労働環境）
- 2011 年発効の国際連合『ビジネスと人権に関する指導原則』（United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights: UNGP）

生産的な職場環境
エクソンモービルでは、当社の従業員、契約業者の従業員その他のエクソンモービルの敷地や建物・施設に立ち入る全ての者にとって安全で、健康かつ生産的な職場環境を提供するよう努めております。また、サプライヤーの皆様には、安全、防災・保安、衛生及び環境パフォーマンスの継続的な改善に努めるとともに、適切な運用慣行の定着及び教育の実施を促進していただくよう、お願い申し上げます。更に、サプライヤーの皆様におかれましては、アルコール及び薬物に関する管理プログラムを、契約書に規定された要件を少なくとも満たす形で策定し、適切に執行することが求められています[2]。本書面において、「契約書」とは、サプライヤーとエクソンモービルとの間の該当するサービス基本契約書、契約書、注文書その他の書面による合意をいいます。以下に限定されるものではありませんが、契約業者の皆様のプログラムには、次の事項を含める必要があります。

- 契約業者の従業員による（業務時間外を含む）会社敷地内での禁制品（アルコール、医師の処方なく使用される、又は処方若しくは用法・用量の指示に反して使用される心身機能を損なうおそれのある薬物〔例えば、一部の処方薬、市販薬及び植物薬など〕を含む）の使用、所持、売買、製造、流通、隠匿又は運搬の禁止。
- （1）禁制品の検査、梱包、保管、又は注入・摂取・吸入若しくはその他の方法による体内取り込みを目的として使用若しくは設計された薬物／アルコール関連器具の使用の禁止、及び（2）アルコール／薬物検査の検体の希釈、置換又は改ざん、若しくはアルコール／薬物検査作業の妨害を目的として使用若しくは設計された器具又は物質の使用の禁止。
- 契約業者のプログラム又は契約書の『アルコール及び薬物に関する別紙』に定められた要件のいずれかに違反した契約業者従業員の業務活動からの除外

[2] Denbury Onshore, LLC、Pioneer Natural Resources USA, Inc.又は Pioneer Water Management LLC のベンダー各社のうち、ExxonMobil Global Services Company とのサービス基本契約書（Master Services Agreement）を新規締結されていない方は、該当する既存契約書に定められている薬物とアルコールの要件をご参照ください。

- 薬物及びアルコールに関連して適用される全ての法令の遵守

エクソンモービルとの契約書に含まれる『アルコール及び薬物に関する別紙』に規定されるアルコール及び薬物の検査パネル（スクリーニング及び確定検査のカットオフ値を含む）について、以下の事項を遵守すること。

- 契約書に含まれる『アルコール及び薬物に関する別紙』において、アルコール及び薬物検査が少なくとも米国連邦運輸省（U.S. DOT）の検査パネルに準拠することが要求されている場合、1）米国連邦運輸省の薬物検査パネルの基準を満たす検査パネル、2）米国連邦運輸省の薬物検査パネルよりも厳格な検査パネル、又は 3）エクソンモービルの薬物検査パネルのいずれかを選択して採用することが認められます。但し、上記検査パネルのいずれかが現地法により制限又は禁止される場合は、この限りではありません。
- 契約書に含まれる『アルコール及び薬物に関する別紙』において、アルコール及び薬物検査が少なくともエクソンモービルの検査パネルの基準に準拠することが要求されている場合、1）エクソンモービルの検査パネル、又は 2）エクソンモービルの検査パネルよりも厳格な検査パネル（スクリーニング及び確定検査のカットオフ値を含む）のいずれかを採用することが認められます。但し、上記検査パネルのいずれかが現地法により制限又は禁止される場合は、この限りではありません。

上記の情報は、既存の契約書に記載されている関連条項の内容を明確にすることのみを目的として提供されるものであり、契約上の新たな義務を発生させるものではありません。本書の英語版において大文字で始まる用語の意味は、『アルコール及び薬物に関する別紙』に定める定義によるものとします。

物品又はサービスの提供
貴社が米国外に所在している場合であっても、世界各国のエクソンモービル関係会社に物品又はサービスを提供する際には、米国人との取引が禁止されている事業体、団体、個人又は船舶との取引又は関与を必ずお控えください。また、米国人による取引が制限されている物品又はサービス、例えば米国の包括的制裁の対象国において製造又は産出された物品を、エクソンモービルに提供することは固く禁じられています。また、欧州連合（EU）や英国（UK）による制裁など、貴社の事業及びエクソンモービル関係会社に適用される可能性のある制裁措置についても考慮し、エクソンモービルとの取引が適用されるいかなる制裁にも違反しないようご対応ください。

現在、米国による包括的制裁の対象となっている国・地域は、キューバ、イラン、北朝鮮及びウクライナの非政府管理地域です。米国は、ロシア、ベラルーシ、ベネズエラを含む（ただしこれらに限定されない）国々に対して、部門別及び国別の制裁を課しています。また、米国は、米国財務省外国資産管理局（OFAC）の「特別指定国民及び資産凍結対象者リスト」（List of Specially Designated Nationals and Blocked Persons、以下「SDN リスト」）などのリストに基づき、個人、事業体及び船舶に対する制裁も課し

ています。SDN リストは、1 名以上の SDN が、直接若しくは間接に、単独又は合算で50%以上を所有する事業体又は船舶にも適用されます。当社では、サプライヤーの皆様に対し、適用される全ての制裁（米国、欧州連合、英国その他の関連する制裁を含む）を遵守していただくとともに、世界各国のエクソンモービル関係会社に物品又はサービスを提供する際には、制裁対象となっている者との取引、又は米国人が取り扱うことのできない物品若しくはサービスのエクソンモービルへの供給を行わないようお願いいたします。また、サプライヤーの皆様には、米国、EU、英国その他の関連する輸出規制を含め、適用される全ての輸出規制を遵守していただくとともに、世界各国のエクソンモービル関係会社に提供する物品又はサービスが、適用される輸出規制のいずれにも違反しないようご対応をお願いいたします。制裁の対象となっている事業体、団体、個人若しくは船舶、又は適用される制裁若しくは輸出規制により禁止されている行為についてご不明な点がある場合は、当該分野に精通した弁護士にご相談ください。

データの保護
エクソンモービルでは、自社のデータの保護、サイバー脅威からのコンピュータネットワークの防御、及び適用されるデータ保護法に従った個人情報の処理を確実にするため、多大な資源を投入しております。

本通信は、貴社の管理下にある情報（電子情報及び書面情報を含む）並びに情報システムを、現在及び進化し続けるサイバーリスクから保護するために、適切な措置を講じていただくことを当社の要求事項として明示するものです。貴社には、業界のベストプラクティス及び専門的基準に整合する適切なデータ保護及びサイバーセキュリティ対策を維持していただくことが要求されています。

万一、エクソンモービルに関連する情報の侵害に気付かれた場合、又はそのおそれが合理的に疑われる場合には、遅滞なく当社にご連絡いただくことが要求されています。エクソンモービルから送信されたと見られる電子メールについて、その真偽に疑念を抱かれた場合は、当社までご連絡ください。更に、サイバーセキュリティに関する定期的な社員教育を実施し、その際、添付ファイルやリンクを含む不審な電子メールなど、人的不注意を悪用した「フィッシング」攻撃等のサイバー攻撃への注意喚起を教育内容に含めていただくようお願い申し上げます。

世界各国で、情報の保護やデータプライバシーに関連する法律を導入し、個人情報を含む各種情報の収集及び取扱いを規制する国が増えています。こうした法律は、当該情報の収集、保管、利用及び移転に関して一定の要件を課しており、国境を越える移転や第三者への開示に関する制限も含まれています。

エクソンモービルでは、従業員、契約業者、ベンダー、顧客及びその他エクソンモービルと業務上関係する第三者の個人情報をはじめ、自社の情報の保護に取り組んでおります。従って、貴社におかれましても、当社との契約書に基づき取り扱う全てのエクソンモービル関連情報（個人情報を含む）の安全を確保し、適用される全てのデータ保護又

はデータプライバシー関連法令の遵守を確実にするため、十分な保護措置、方針及び手続を整備し、これを維持していただくことが重要です。

人工知能の利用
サプライヤーの皆様は、契約において明示的に別段の合意がある場合を除き、エクソンモービルの業務情報又は個人データを、人工知能システムの学習、微調整又は開発の目的で使用してはなりません。この制限は、貴社自身のサプライヤー、下請業者及びサービス提供者にも同様に適用されます。また、サプライヤーの皆様は、当社のデータに関連して使用されるいかなる AI ツール又はサービスについても、契約上の制限、リスク評価及び継続的なモニタリングを含むベンダー管理プロセスを通じて適切に管理されるよう、万全を期す責任を負うものとします。いかなる場合においても、エクソンモービルの情報が開示、誤用又は AI 学習データセットへの不適切な組み込みを招く形で AI システムにさらされることのないよう、十分にご注意ください。

また、競争入札手続において不正に取引を獲得する目的で、機密情報の提供を持ちかけてサプライヤーに接触する違法な情報仲介行為にもご注意ください。このような行為は違法であり、該当する事案を認識された場合には、速やかにご報告頂きますようお願い申し上げます。

また、エクソンモービルのプロジェクト又は敷地において貴社のために業務を行う全ての下請業者に、上記各項に定める当社の基本的要求事項を周知徹底するとともに、同様の条件及び義務を課す責任を貴社が負うものとします。

財務データ
最後に、全ての財務データを完全且つ正確に記録し、エクソンモービル宛ての全ての請求書に、価格、支払条件その他貴社と当社との契約に定められた条項を正確に反映していただくよう、お願い申し上げます。当社では、契約及びその他の発注が公正に行われるよう努めております。万一、これらの基準を満たしていない慣行を認識された場合、又はその他の懸念がございましたら、エクソンモービルまでご連絡ください。

また、エクソンモービルの業務遂行基準に対する理解と認識を深めていただくため、貴社組織内でエクソンモービル又はその関係会社と業務上の関わりを有する方々にも本書面を共有し、周知徹底を図って頂きますようお願い申し上げます。

上記業務遂行基準の適用に関してご質問又はご懸念がある場合は、該当地域担当のエクソンモービル コントロールアドバイザーまでお問い合わせください*。

地域 ― 国	コントロールアドバイザー	電子メールアドレス
USA	Valencia Lee	valencia.s.lee@exxonmobil.com
USA - Unconventional *(Pioneer Natural Resources USA Inc 及び Denbury Onshore LLC を含む)*	Kenya Reeves	kenya.r.reeves@exxonmobil.com
Canada	Jimena Turanza	jimena.turanza@exxonmobil.com
Argentina	Jimena Turanza	jimena.turanza@exxonmobil.com
Argentina - Unconventional	Kenya Reeves	kenya.r.reeves@exxonmobil.com
Brazil	Willy Silva	willy.f.silva@exxonmobil.com
Guyana	Shevaughn Brathwaite	shevaughn.brathwaite@exxonmobil.com
Europe - All	Michaela Bannour (Acq.)	michaela.bannour@exxonmobil.com
	Olga Kroutilova (PaySo)	olga.kroutilova@exxonmobil.com
Nigeria	Michaela Bannour	michaela.bannour@exxonmobil.com
Angola	Michaela Bannour	michaela.bannour@exxonmobil.com
Mozambique	Adrian Tolman Rebecca Hodges	adrian.m.tolman@exxonmobil.com rebecca.j.hodges@exxonmobil.com
Malaysia（下流部門）	Urapee Trairatrangsee	urapee.trairatrangsee@exxonmobil.com
Australia, PNG, Indonesia	Urapee Trairatrangsee	urapee.trairatrangsee@exxonmobil.com
India	M Parvathy Menon	m.p.menon@exxonmobil.com
AP (China, Singapore, South Korea)	Atittaya Limjaruthawon	atittaya.limjaruthawon@exxonmobil.com
Thailand	Urapee Trairatrangsee	urapee.trairatrangsee@exxonmobil.com
AP – PaySo	Kaningnij Kusol	kaningnij.kusol@exxonmobil.com

*若しくは、エクソンモービル社「ホットライン」（米国内：1.800.963.9966、米国外コレクトコール：1.346.335.6100）にお電話頂くことも可能です。

お役立ちリンク：

エクソンモービル「労働及び職場に関する声明」
エクソンモービル「サステナビリティ報告書」